

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます!

現在、保険料免除制度を 利用されている方も

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民 年金第1号被保険者*が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間 免除される制度です。早めの届出をお勧めします。

※20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人



免除制度の内容

国民年金の保険料免除の仕組み

	保険料負担	年金受給額		
国民年金納付者* ※現在まで全額納付の方	納付	国庫負担分	保険料分	
現在の免除制度 (全額免除の場合)	免除	国庫負担分	なし	
産前産後期間の 免除制度	免除	国庫負担分	保険料分	

- 産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された」 期間」も保険料を納付したものとして老齢基礎年金 の受給額に反映されます。
 - 国民年金の保険料免除は全額免除の場合、将来の給付額は全 額納付時と比べ2分の1となります。
 - この制度は、国民年金保険料を月額100円程度引き上げること により、国民年金の被保険者全体によって支えられています。
- 産前産後期間は付加保険料が納付できます。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還 付(返金)されます。

届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、名護年金事務所または恩納村役場の国民年金担当窓口となります。郵送でも手続きできます。

保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大 6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

■ 免除対象期間[色の付いた部分が免除期間]

	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定日*			
多胎の方				出産予定日*			

※届出が出産後の場合「出産日」

お問い合わせ:名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声 ②番▶②番 村民課 年金係 ☎966-1205



